

職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

規則第 6 号

職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間等に関する規則（平成 7 年規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 9 第 2 項第 2 号中「、条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求にあっては 3 歳に、同条第 3 項の規定による請求にあっては」を削る。

第 15 条第 1 項第 13 号中「小学校就学に始期に達するまでの」を「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事への参加をする」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。